

新宿の日2024
SHINJUKU NIGHT FOOTBALL

イベント

新宿区サッカー協会の代表チーム「クリアソン新宿」が、6月7日(金)を「新宿の日」と題して、「FCティアモ枚方」との試合の際に区内企業等のブース出店や盆踊りなどで、新宿をPRする企画を実施します。費用・申し込み方法等詳しくは、クリアソン新宿ホームページ(右上二次元コード。HP<https://criacao.co.jp/soccerclub/>)をご覧ください。小学生以下のお子さんは無料で観戦できる席種もあります。

日時 6月7日(金)午後7時キックオフ
会場 国立競技場(霞ヶ丘町10-1)
後援 新宿区
問合せ クリアソン新宿
☎(6709)9786・FAX(6709)9787



クリアソン新宿

歯を見せて 笑える今を 未来にも

6月4日～10日は歯と口の健康週間
～健康寿命の延伸のために～

歯と口の動きは「食べる」ことだけではなく、「呼吸する」「話す」「表情を豊かにする」こととも関連し、歯と口の健康を保つことは、健康寿命を延ばすことにもつながります。この機会に、ぜひ歯科健診を受診して歯と口の健康を保ちましょう。

■16歳以上の方は歯科健診のご利用を

①歯科健康診査
対象 区内在住の16歳～75歳(令和7年3月31日時点)
費用 400円(70歳以上の方・生活保護等を受けている世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯は自己負担額無料、令和6年度の住民税が非課税世帯の方は費用免除の制度あり(事前申請が必要))

②後期高齢者歯科健康診査(無料)
対象 区内在住の76歳以上(令和7年3月31日時点)
……………<①②共通>……………

期間 6月1日(土)～12月28日(土)
受診方法 歯科協力医療機関(受診票・問診票に同封のご案内に一覧を掲載)を予約し、区が発行する受診票・問診票をお持ちの上、受診してください。要介護等で、通院が難しい方は、訪問による受診もできます。

※20・30・40・50・60・70歳の方には歯科健康診査受診票等を、76・80歳の方には後期高齢者歯科健康診査受診票等を5月24日に発送しました。上記以外の年齢の方や受診票等がお手元にない方はお問い合わせください。受診票等を郵送します。

問合せ 健康づくり課健康づくり推進係(第2分庁舎分館分室4階) ☎(5273)3047・FAX(5273)3930



歯科医師会の講座 

- 口から始める健康寿命～オーラルフレイル予防(オンライン)
Youtubeで動画配信します。右二次元コード(HP<https://youtu.be/ktYgRYlv6Cc>)から視聴できます。
配信期間 6月1日(土)午前10時～11日(火)午後10時
問合せ 新宿区四谷牛込歯科医師会 ☎(3356)6367・FAX(3356)6368
- お口の健康から元気なからだ
80歳で20本の歯を残す「8020(ハチマルニイマル)」を達成した区内在住の方の表彰式と講演会を開催します。
日時 6月1日(土)午後3時～5時
会場 東新宿保健センター(新宿7-26-4)
問合せ 新宿区歯科医師会 ☎(3200)5064・FAX(3208)0829



マンション自主防災組織結成のための
中高層マンションへの支援

マンション自主防災組織の結成を検討している中高層マンションへ下記の支援を行います。

①エレベーター用防災キャビネットの現物支給
エレベーター内に設置する防災キャビネット(右写真)を現物支給します(マンション1棟に付き2台まで)。

②防災備蓄品の購入助成
備蓄食料・給水資機材・トイレ資機材等の防災備蓄品の購入にかかる費用を10万円(税込)を上限に助成します。
……………<①②共通>……………

対象・要件 次の全てに該当するマンション
▶地階を除く5階建て以上で住宅が20戸以上ある
▶令和6年度中に区が実施する、マンション防災アドバイザー派遣による防災講話等を実施している
▶マンション自主防災組織結成のための検討チームを結成している
▶防災備蓄倉庫が設置されている(②のみ)

申込み 所定の申請書を6月3日(月)～令和7年1月31日(金)に郵送(必着)または直接、問合せ先へ。申請書は問合せ先で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

問合せ 危機管理課地域防災係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階)
☎(5273)3874・FAX(3209)4069



①



②



返送期限は6月28日

新宿区物価高騰対策臨時給付金
確認書の返送はお済みですか

同給付金の支給対象で、まだ確認書の返送がない方へ、5月27日(月)から確認書を順次再送します。

受給を希望する方は、確認書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で、6月28日(金)(消印有効)までに返送してください。期限までに返送がないと給付を受けられません。

支給対象・支給額等詳しくは、新宿区ホームページをご覧ください。

※給付金の受給権者は世帯主です。
※最新の税情報により不支給となる場合があります。
※DV等の被害を受けて区に避難している方は給付を受けられる場合がありますので、区の担当課(下記)へご相談ください。

問合せ 区物価高騰対策臨時給付金コールセンター ☎0120(008)115(土・日曜日、祝日を除く6月28日(金)まで開設)
※代筆・代読が必要な方や電話での問い合わせが困難な方向けの相談窓口を、6月28日(金)まで区役所第1分庁舎8階に開設しています。

区の担当課 物価高騰対策臨時給付金対策室(第1分庁舎8階) ☎(5273)4112・FAX(5273)4366



(仮称)新宿駅周辺地域における路上飲酒の制限等に関する条例の
骨子(案)へのご意見ありがとうございました

パブリック・コメント実施結果を公表しています

区では、上記条例の制定に対するパブリック・コメントを3月5日～29日に実施し、34件のご意見をいただきました。いただいたご意見を参考に、名称を下記のとおり変更しました。

変更後の名称 (仮称)新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例

●いただいたご意見等を閲覧できます 

いただいたご意見と区の方針は、危機管理課・区政情報課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

問合せ 危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)3532・FAX(3209)4069

